

Title	曲直瀬道三文書について
Sub Title	On the documents concerning the Manase (曲直瀬) Family
Author	高橋, 正彦(Takahashi, Masahiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1963
Jtitle	史学 Vol.36, No.2/3 (1963. 9) ,p.227(339)- 242(354)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	松本芳夫先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19630900-0231

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

曲直瀬道三文書について

高橋正彦

近世初頭の医学史を語るとき、初代及び二代目曲直瀬道三の名は名高く、この二人により樹立された所謂道三流は江戸時代を通じて本道（内科学）の中心的存在であつた。初代道三（正盛）、二代道三（正紹）はその卓越した医術によつて皇室より深い信任をうけ、更に豊臣氏、徳川氏への勤仕で朱子学における林家の如き位置を曲直瀬家は占めるに至つたのである。

小稿は慶応義塾大学図書館に蔵する曲直瀬家文書より、初代、二代道三関係の文書を中心に紹介し、皇室、豊臣氏、徳川氏などとの接触を通じて当時の医家の在り方の一側面を多少共、明らかにせんとするものである。

史料の紹介に先立つて初代、二代の曲直瀬道三について、その略歴を述べると、初代、道三正盛は永正四年（一五〇七）九月に京都に生れた。幼にしてその父母を失つた為、伯母及び姉に養育された。後、十才のとき相国寺に入り、更に二十二の時下野の足利学校に入り、こゝで主として経史の道を学んだ。丁度この足利学校修業中に当時の名医、田代三喜に会つて影響をうけ、三喜より中国から輸入の医学を学ぶことになつた、これが道三の一生を定めるものとなつた。その後、道三は関東にあつて十数年の研鑽の後、天文十四年京都へ戻り、翌年將軍足利義輝の信任を得、一方では洛中に学舎を造り、こゝで医学、経学を講じた。その京都における名声はすこぶる高く、顯門勢家の来るもの多く、や

がてこの間に、古来よりの医学、医書を研究した結果、一書を元龜二年完成した。これが有名な「啓迪集」八巻で、天正二年十一月に正親町天皇に献ぜられ、天皇より翠竹院の称号を授けられた。道三は晩年には享徳院とも号したが、文祿四年正月歿した。

道三は子に恵まれず、その為妹の子を養子とした。これが二代目道三、曲直瀬玄朔である、そのあと子孫は代々、道三を襲名している。二代目道三の玄朔正紹は東井とも号し、天正九年には朝廷より昇殿を許され、その後天正十年と十一年に正親町天皇と当時皇子であつた後の後陽成天皇などの病を治し、大いにその名が高くなつて、十一年には勅命により父正盛より道三の称号を譲り受け（史料³）、十四年には法印に任ぜられ延命院の号を賜り、更に慶長二年に延寿院の号を賜つている、この間、豊臣氏よりも信任をうけ天正十三年には百石を給付され（史料⁴）、文祿年間より慶長にかけては秀頼のお附の医師にも選ばれるなど、皇室や豊臣氏との関係は深いものがあつた。

その後、慶長四、五年頃より江戸幕府に出仕し、七年七月には幕府より五〇〇石を受けた（史料¹²）後、元和八年十二月に歿している。その跡はその子、親清玄鑑が継ぎ、三代目道三となり曲直瀬の姓のほか新しく今大路の姓を朝廷より賜つている。

こくに紹介せんとする文書は天正より文祿、慶長にかけてのもので、初代、二代、道三の皇室、豊臣氏、徳川氏との関係を示すもの、及び医家の伝授書、掟の類十五点である。尚、慶応義塾大学図書館にはこゝにあげたものを含めて、近世初頭より中期にかけての曲直瀬関係文書二〇〇点余と医学関係の記録、覚、百点余とを蔵している。

(1) 本文書は年号の明記されている文書の中、最も古く、差出者の村井貞勝は信長の家臣で永祿十一年以来京都奉行の

位置にあつた。この文書は初代道三の京都における住居の地子銭をこれ迄の通りに免除せしめたものであり、啓廸庵は道三の号である。

(2) 年代は不明であるが、秀吉が羽柴を名乗つており文章の内容より推して天正八、十年頃のものであろう、文中にみられる柴田伊賀守は柴田勝家の養子勝豊のことである。勝豊は秀吉が天正十年に柴田勝家を攻めたとき、秀吉に味方したが当時は病勝ちであつた。天正十一年に歿している。本文書最後にみえる「大病候間自然之儀候共、不可成越度候」は勝豊の病が悪化して死ぬようなことがあつても医師たる道三の責任ではないという意である。

(3) 初代道三は天正十一年に子の玄朔に家督を譲つたが、玄朔はその前年に正親町天皇より法眼の位を授けられた。本文書は玄朔が二代目道三を名乗ることを勅許された文書であり、皇室よりの深い信任と医家としての曲直瀬家の位置を示す史料である。日下にある左中将は中山慶親である。

(4) 玄朔は上記の文書でもわかる通り、朝廷より厚い信任を受けたが、当時の秀吉との関係を知る史料が、本文書である。差出者の民部卿法印玄以は五奉行の一人である前田玄以である。これにより天正十三年に山城国市原野の内にて百石を給付されていることが知られる。

(5)(6)は(4)の文書と同じく前田玄以のものである。(6)の充名の久我は久我敦通、勸修寺は勸修寺光豊、中山は中山慶親で

ある。いづれも当時伝奏の職にあつた。

(7) 玄朔が秀頼の御番の医者に加えられた文書である。秀頼の生れたのが文禄二年であるから、その後間もない時のものと考えられる。差出者はいづれも秀吉の奉行である。

玄朔関係の文書として、文禄より慶長へかけての印可伝授書、家訓の類を蔵するが、これらはいづれも当時における医家の生活の一端を知るものとして興味深いものである。(8)の文禄二年正月吉日の「供御薬儀式伝受書」は当時の医師が正月に貴人を診療する際の儀式の心得を記したもので、末尾にあるように、初代道三よりこの差出者玄朔に伝受されたものを更に玄朔より子の親清に附与したものである。

(9) 文禄五年閏七月に玄朔より子の親清(玄鑑)に与えたもので、「掟」とあり当時の医家の家訓と考えてよいものである。

(10) (9)と同時のもので、伝授した医書の目録である。最初にみえる「啓廸集」は初代道三が元龜二年に著述したもので、天正二年十一月に天皇に献じ、その後広く流布された書物である。八巻より成り中国古来の医書を多く引用更に道三の説を述べた道三の代表的著述である。「切紙」は当時各流の秘伝の類を門下に伝えるとき切紙を用いたのでこの名がある。「医学正伝」以下の書物はいづれも中国で書かれた医書で、初代道三が自己の医学確立の為、拠り所としたものである。

(11) 玄朔が慶長三年と九年に後陽成天皇の病を診療した際の記録である。当時における天皇診療の様子や治療の實際が窺われて興味深い史料である。

(12) 曲直瀬家は前述の(4)の文書にもある如く百石を秀吉時代給付されたが、その後家康時代五百石に加増されている、それを知る史料がこゝにあげたものである、徳川氏よりより知行を宛行れたのはこの時が最初であろう。

(13) 江戸幕府に仕えていた医師が、將軍家診療の際、連名で提出した起請文で未年とあるから慶長十二年のものである。尚、かゝる起請文については、(15)の史料を合せてみられたい。

(14) 玄朔より子の玄鑑への医道奥義伝授書とも称すべき文書で、前述の(8)(9)(10)と共通するものゝ一通である。

(15) 慶長十九年徳川氏と豊臣氏との関係がようやく騒しくなつて時代のもので、(13)と同じく江戸幕府に出した起請文の控であるが、(13)が他の医師と連名のものであるのに対しこれは道三の単独の形式をとっている。

(史料1) 村井貞勝、地子銭免許状、(折紙)

当居屋敷地子銭之事、前々御免之筋目、不可有相違候、為其如此候、恐々謹言、

天正六年

十一月廿二日

村井長門守

貞勝 (花押)

啓 廸 庵
床下

(史料2) 羽柴秀吉書狀

尚以、伊賀守煩之間ハ国ならひへ呼申儀候共、此方へ無_レ届御越候者、曲有間敷候、已上、
柴田伊賀守煩付て上洛候、其方同道尤候、然者諸医有_二相談_一、可_レ被_二療治_一旨書狀遣候、別而被_レ入_レ精候之様可_レ被_二
相達_一候、道三へも同意候、大病候間自然之儀候共、不_レ可_レ成_二越度_一候、恐々謹言、

三月廿一日

羽 筑

秀 吉 (花押)

(y,y)
真瀬法眼
床下

(史料3) 正親町天皇綸旨、(宿紙)

去年 若宮御方御不例以_二良方靈術_一、忽御平愈、其後親王御方御惱、則以_二賢療_一御平医、併名譽之所_レ致取_レ譬無_レ物、
叡感餘愛、去年被_レ成_二下法眼宣旨_一畢、然者当流之源派、其名為_二道三_一云々、則令_レ相_二續彼諱号_一、可_レ為_二道三法眼_一
之由重而有_二勅請旨_一、天氣所_レ候也、仍執達如_レ件、

天正十一年十一月十一日 左中將 (花押)

道三法眼

(史料4) 豊臣氏奉行奉書、(折紙)

於_二城市原野之内_一、百石被_レ成_二御扶助_一訖、被_レ任_二御朱印之旨_一、可_レ有_二全領知_一之状如_レ件、

天正十三

十一月廿三日

民部卿法印

玄以(花押)

道三法印

玉床下

(史料5) 前田玄以書状、(折紙)

禁裏御不例之儀、付て、貴所へ御脉みせられ度之由候間、早々参内候て御様躰被見、御薬も可_レ有_二進上_一候、委細ハ伝奏衆より可_レ被_レ申候、恐々謹言、

八月廿八日

徳善院

玄以(花押)

道三法印

床下

(史料6) 前田玄以書状 (折紙)

禁裏御不例_二付而、道三葉参度之由、准后様より被_二仰下_一候間、則道三へ書状遣候、猶伝奏衆より被_レ仰、御療治儀御由断有間敷事肝要候、恐々謹言、

八月廿八日

徳善院

玄以(花押)

久我殿

勧修寺殿

中山殿

御雑掌

(史料7) 豊臣氏奉行衆連署書状、(折紙)

以上

其方之儀 秀頼様御番之御医者と可レ被ニ召加之旨、被ニ仰出ニ候間、被レ得ニ其意ニ可レ被ニ相勤ニ候、恐々謹言、

二月二日

(長束)
長大蔵
正 家 (花押)

(増田)
増右衛門尉
長 盛 (花押)

(前田)
徳善院
玄 以 (花押)

道三法印
御宿所

(史料8) 供御薬儀式伝授書

供御薬

是ハ元三の儀也、御殿にておこなはる主上ひの御座と出御なりて、生氣の方の御衣をよのつねの御なをしの上とかさねめさる、はいせんのすけ、薬の頭も生氣の方の色を着す、此時先御厨子所の御はがためを供す命婦蔵人役送して典侍次第二御前にすうまいりはて、薬子とて小女のいまた嫁せさるを求て是を用る事あり、屠蘇ハ小兒よりのむと云本文あれハ其ために小女を撰てけふまつのましむるなるへし、此薬子鬼ノ間よりすゝみて、はしの木のもとに

さふらふ女官典藥をめして御藥をもよほす、一献に先屠蘇を酒に入れて菓子のみしむ、つきに銀器に入れて藥の頭とりてはいせんにつたふ、主上座をたゞせ給て、夜のおとりの南の戸より入給て御ぬりこめの東のかたの戸にむかひてたゞせたまへハ、はいせん御盞を持てまいらす、是も屠蘇ハ東に向てのむよし本文有故にや、次々女官に返し給へハ是を後取の人にのましむ、むかしハ上戸を撰て後取にめしけるにや、一日ハ四位、二日ハ五位、三日ハ六位の蔵人也、つこもりの日、奉行の蔵人奏名をきり紙にして殿上のすみの柱にをす也、さてニコんには神明白散を供す、昔ハさかなを後取の人に給事有大根をたふ女蔵人給ハりて扇にすつて是を出、元日ハ人々精進のゆへなど江の次第ニみえたり、三献に度嶂散供す、如レ此御藥の儀式ハ三ヶ日あり、第三日には御たうやくを奉る銀器に入たり、無名の指に付て御ひたひ并御耳のうらにつけらる、右の第四の指をかゝめて付る也、是ハ藥師の印相にて侍るとかや、此御藥の儀式ハ弘仁年中にはしめらる、一人是を吞ぬれハ一家に病なし一家に是を飲ぬれハ一里に病なしと云、目出くのう侍れハ年のはしめに是を奉るにや、

文祿二年正月吉日

〔朱印〕
延命院法印元朔 (花押)

(史料9) 曲直瀬玄朔 掟

掟

常宜慎之条々

曲直瀬道三文書について

一其方事天下安堵之儀被_レ仰出、殊_レ由己家ヲ被_レ下并拙者最前御奉行衆へ渡申家財迄可_レ被_レ下之旨、御_レ_レ_レ由誠御厚深重之間、朝暮不_レ可_レ忘之、每朝東_レ向イ 日光ヲ拝シ、即太閤様ヲ可_レ奉拜、天子之御事者不_レ及_レ申、每朝不_レ可_レ怠可_レ勤行_二事、

一太閤様御目見え仕候事罷成候者、折々伏見へ罷下、御上洛之時者不_レ及_レ申、藥院御指_レ次第御菓子之類成共念ヲ入上可_レ申事、

一今度被_レ召直_二儀、藥院御威光故_レ候、藥院御意ヲハ不_レ応、其身事ヲモ不_レ可_レ相背、永代御恩不_レ可_レ忘之事、

一只今被_レ下候家及_レ破損_二候ハ、雨ノ不_レ漏調計仕、其外ハ客来入御之時、八帖敷程之座有_レ之を不断之居間者コモバリニテモ堪忍可_レ仕、縦人々御合力候て被_レ下候共、見立能程之作事不_レ可_レ然候、来年_レも罷成候ハ、人之御合力ニテモ如_レ形之儀成サへ候ハ、可_レ仕、只今者先窄人出山之躰_レ似相候程_レ可_レ仕事、

一壺ヲ売候て飯米_レモ可_レ仕旨、御_レ_レ由猶以難_レ有御事_レ候、壺ノウレ候ハぬ先_レヤねヲモ葺、少ノ作事モ仕候ハ、親類衆_レ銀子借用申、壺ヲウリ候ハ、当座_レ可_レ返事、

一客人振舞者五人三人程之仕立如_レ形可_レ相調、分_レ過タル振舞一切無用之事、

一衣類者つむき、もめん_レテモ寒ヲサへ防キ候ハ、見立能様之調仕間敷候、若人之被_レ下候ハ、長短_レ不_レ取合_二有合_二可_レ着事、

一知音衆も我等_レ被_レ懸_二御目_一衆ト可_レ申談、身上_レ不_レ似相_二衆_一と不_レ可_レ知音_二事、

一禁裡御近辺_レ候間、門外掃地無_レ油断、可_レ申付、又門外へ罷出候ハ、行跡等たしなみ可_レ申事、

一連歌・茶之湯・碁・将碁以下之事、一切不_レ可_レ心懸、只朝暮之心頭医道一辺_レ可_レ仕事、

一療治被_レ仰付_レ御方有_レ之者、不_レ限_ニ貴賤_ニ可_レ入_レ精、イカ_ニ卑賤_ノ者ナリトモ病者ヲハ我身ノ主君ト心得ヘシ、惣別医道ハ仁術ナル故_ニ名利ヲ本トセス、以_レ救_レ人為_レ心者也、此一義朝暮ノ看經_ニ可_レ仕事、

一常_ニ朝起可_レ仕事一世ノ勤也、医者ハ毎日病人ノ朝脈ヲ見ル者ナルニ依テ也、仏道修行之仁ハ每晚井華水ヲ汲テ不_レ怠、況ヤ清明_ニ起ル事易キ事也、必不_レ可_レ怠之事、

一家内イカニモ儉約ヲ專トスヘシ、不_レ然則利欲ニナリテ仁ノ道遠クナル也、賄方之儀毎日ノ雜用一粒一錢迄日記可_レ仕事、

一壺ヲ売候ハ、其金子親類之内ヘ預ケ置、用所程つゝ可_ニ取寄_ニ手前_ニ有_レ之者後日ノふまへ無_レ之使度者也、壺之金払底之後ノ分別可_レ仕事、

一医学之儀、某_ニ尋殘シ候文字不審、養安・正純・意安・立安・令_ニ入魂_ニ一字ノ不審ヲモ可_ニ相尋_ニ雖然文字ハ成次第只如此間、療養之分別常_ニ可_ニ相勤_ニ事、

一異見被_レ仰人有_レ之者悉可_レ随、其儀不_レ謂儀と存候事雖_レ有_レ之、二人三人同理_ニ被_レ仰事者、雖_レ似_ニ無理_ニ必可_レ為_ニ道理_ニ聊不_レ可_レ背_ニ其儀_ニ之事、

右条々毎日令_ニ誦誦_ニ不_レ可_レ忘_レ之、某事者相_ニ背天命_ニ如此之間、見_ニ先車之覆_ニ而慎不_レ可_レ履_ニ覆轍_ニ常宜奉_レ信_ニ天道_ニ道_ニ仙神_ニ者也、至祝々々、

文祿五年閏七月吉日

延命院

玄

朔(花押)

元鑑

(史料10) 印可伝授附与状

印可伝授之日附属之医書

啓廸集、予一世一部之本、常閲之、正誤字加頭書、

切紙、予常用之而令講釈之本、

医学正伝、一溪居士自壯年至七十余歳、常閲之、被加頭書、予頃加訓点句読之本、

丹溪心法、一溪在足利之時得此本、常閲之、被加頭書、予少年之時受相伝之本、

玉機微義、一溪壯年之時被加訓点、予終読誦之本、

証類本草、一溪自壯年用此一部、常被檢閲之本、

医林集要、一溪頭書之本、

右自一溪居士令稟受一本、今悉附与之、

伝心方法、予今偶在常州、而歴冬夏編集此一部、而附属之常考之、

文禄五年閏七月吉日

東井叟法印玄朔 (朱印)
(花押)

延命院元鑑

(史料11) 曲直瀬玄朔、後陽成天皇診療の覚、

慶長三戊戌年九月朔日

今上皇帝御歳二十八歳、俄然而眩暈食頃而甦、御脈沉細而五動左寸関弦実、御薬二七日進上未効、

○自三十五日朝、竹田法印療治未効、

○自二十六日二祥寿院療治未効、

○自三十月二日二盛方院法眼療治、

○十一日夜半既絶、入諸医技窮還、又仰予御脈結澹、食不消胸膈、御氣鬱時々嘔呃、或煩悶、煎薬丸薬進上、而嘔呃過半退、

○十月末予奏上欲灸膏肓、有詔、撰家名家見尋旧記、九条殿・二条殿・近衛殿御答雖无、旧例以艾灸一本復、医师奏上之旨、分明者可被灸治、一条殿・鷹司殿御答者无旧記云々、故不能灸之、湯丸進上而御本復、

(異筆)

辰五廿五 「御年三十四歳」
今上皇帝 患癰腫在臍上、在傍色、赤而不痛、不熱脈細弱、

廿七

○破潰 外医 岩倉梅陰庵 大徳寺玄首座 兩人参内在縁上、而隔障子破紙候、窺而視之、灸腫上、慶長三年之秋御惱之

時予欲灸治、依無其例不能灸頃、中院入道也足軒觀出旧記、而奏上依其、今灸腫上自今已来可有灸治之勅意也、

(史料12) 江戸幕府知行目録

御知行之目録

曲直瀬道三文書について

一、百石 山城 市原野

一、百壹石四斗六升 同 松崎

一、貳百九拾八石五斗四升 同 灰方村

合五百石

以上

右為御知行、被遣候間、可有御所務者也、

(寅)
慶長七年刁七月廿三日

加藤喜左衛門尉
正次(花押)

板倉四郎右衛門尉
勝重(花押)

片桐市正
且元(花押)

道三法印

(史料13) 曲直瀬玄朔起請文(案)

起請文前書之事

一相国様御葉致進上候付、表裏別心之儀、聊以存間敷事、

一御病躰之儀而御城御前と被_レ有_レ之候衆之外少も他言仕間敷事、

付、誰人御薬差上候共、存寄候通於_レ有_レ之者御前衆之内へ可_ニ申上_ニ事、

一御病証御脈躰、善悪之儀有様と可_レ致_ニ言上_ニ候、雖_下不_レ及_レ申候、以_ニ談合_ニ御薬進上仕候時ハ面々心底を不_レ残可_ニ申出_ニ事、

相国様御不例之時之起請文ノ写

未七月十九日

驢庵

久志本式部

同 右馬

玄治

安栖

道三

(史料14) 印可伝授附与状

家伝之医書奥義印可悉丙申秋在_ニ常州_ニ伝_ニ授之、爾来医療奇効之方并今案等今復附_ニ与_ニ之、庶幾汲_ニ一溪之流、而永伝_ニ子孫_ニ不断以規、以祝、

慶長十三戊申年孟冬吉旦

延寿院法印玄朔(花押)

元鑑法印

薬局下

曲直瀬道三文書について

(史料15) 曲直瀬玄鑑起請文(案)

敬白 起請文前書之事、

一奉_レ対_ニ 両御所様_ニ御うしろくらき儀、毛頭不_レ存候、此以後も尚以存間敷事、

一大坂と 両御所様御間あしき儀御座候と付而ハ大坂と我等縁者共も御座候へ共、此後者堅不通可_レ仕事、

一大久保相模守并子共御改易之後今日と至而、書状之取かハしも不_レ仕候、此以後も尚以不通可_レ仕事、

右之旨於_ニ相背_ニ者、忝も梵天帝尺四大天王愛宕白山熊野権現日本国中大小神祇、殊々ハ薬師十二神之御罰深厚可_ニ罷蒙_ニ者也、仍如_レ件、

慶長十九年_{甲寅}十月八日

道三兵部卿法印玄鑑

本多佐渡守殿

酒井雅楽頭殿

尚、この小稿作製に当り種々御教示を得た伊木寿一先生に厚く御礼申上げる。